

平成28年度

第1回

水戸市吉田市民センター運営審議会

と き:平成28年7月14日(木)

午後1時30分より

ところ:水戸市吉田市民センター

2階 会議室

水戸市吉田市民センター

# 次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長・副会長の選任

4 会長あいさつ

5 議 題

(1) 平成28年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標について

(2) 平成28年度吉田市民センター定期講座の募集状況について

(3) その他

5 閉 会

## 水戸市吉田市民センター運営審議会委員名簿

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

	フリガナ	住 所	電 話	役 職 名	備 考
	氏 名				
1	カセ 加瀬 孝雄			吉田地区自治実践会会長	
2	ヤマザキ 山崎 次男			吉田地区自治実践会副会長	
3	ウエダ 上田 須美子			吉田地域女性団体連絡会会長	
4	アライ 荒井 晴			南部地区民生(児童)委員協議会 会長	
5	クロキ 黒木 俊			吉田小学校PTA会長	
6	オンダ 恩田 幸恵			吉田学区子ども会育成連合会 会長	

## 水戸市吉田市民センター職員名簿

	役 職 名	フリガナ	在 職 年 数	備 考
		氏 名		
1	所 長	ヤマダ カズヒサ 山田 和久	3ヶ月	
2	職 員	ネギヤ ナミ 根 矢 尚美	3年3ヶ月	
3	職 員	カモベ ジュンコ 掃部 蘭 順子	2年3ヶ月	
4	職 員	ヤマモト トモヒコ 山本 智 大	1年3ヶ月	
5	職 員	イノノチ スズク 入 野 千 鶴	3ヶ月	新 任

# 平成 28 年度 水戸市市民センター運営方針及び重点目標

## 運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

## 重 点 目 標

### 第 1 地域コミュニティ活動の支援

#### 1 自主的な地域コミュニティ活動の推進

地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決に向けた具体的な活動をするための指針となる地域コミュニティプランの実現に向けた支援を進める。

#### 2 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

##### (1) 町内会・自治会への加入促進

町内会・自治会への加入率の低下については、町内会・自治会のみ課題ではなく、市・地区会全体の課題として捉え、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、地区会や、地区会を構成する各種団体等と連携し、積極的な加入促進に努める。

##### (2) 地域リーダーづくりの推進

住民一人ひとりの参加の促進により、新たな人材の発掘を行うとともに、地域コミュニティ活動に関連する研修会の実施等により、地域を支えるリーダーづくりの推進を図る。

##### (3) 地域コミュニティに関する制度や活動状況等の情報提供

地域コミュニティに関する制度や地域の活動状況を広く知らせることは、町内会・自治会への加入促進にもつながる。そのため、回覧板や広報みと、各地区で発行している広報紙等を活用するほか、さらなる情報発信の強化に向け、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会においてホームページの開設等を進める。

#### 3 市民センターの機能充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの設置及び運営を推進するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

#### 4 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

## 第2 生涯学習活動の推進

### 1 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいがづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、内原中央公民館や各市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

#### (1) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

#### (2) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

#### (3) 家庭教育学級（ふれあい学級）の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躾など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

### 2 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

#### (1) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に

恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(2) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(3) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(4) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

3 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(1) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(2) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

# ○水戸市市民センター条例

平成 21 年 9 月 29 日  
水戸市条例第 33 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

## (事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

## (使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

## (使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

## (権利譲渡等の禁止)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

## (使用の許可の取消し等)

第 7 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第 5 条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第 8 条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第 9 条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第 10 条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第 11 条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する 6 人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 13 条 審議会の庶務は、市民環境部において行う。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は平成 21 年 12 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第 4 条の規定の例により行うことができる。

別表(第 2 条関係)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸 1 丁目 6 番 60 号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町 1 丁目 6 番 48 号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘 2 丁目 11 番 2 号
水戸市城東市民センター	水戸市城東 3 丁目 1 番 47 号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町 2 丁目 5 番 8 号
水戸市常磐市民センター	水戸市上水戸 4 丁目 7 番 24 号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町 2563 番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町 1636 番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町 1765 番地の 3
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町 673 番地の 1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町 466 番地の 7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町 1736 番地の 5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町 1374 番地の 6
水戸市石川市民センター	水戸市石川 2 丁目 4243 番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町 4449 番地の 8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町 1212 番地の 4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町 2894 番地の 40
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町 1157 番地の 1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町 78 番地の 1
水戸市見川市民センター	水戸市見川 2 丁目 179 番地の 1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町 1396 番地の 4
水戸市見和市民センター	水戸市見和 2 丁目 250 番地の 4
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台 2 丁目 1 番地の 5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町 358 番地の 5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田 3 丁目 2329 番地の 3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町 243 番地の 3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原 1 丁目 9 番 16 号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町 6094 番地の 1
水戸市稻荷第一市民センター	水戸市大串町 961 番地の 1
水戸市稻荷第二市民センター	水戸市栗崎町 1695 番地の 4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町 2283 番地の 1

# 水戸市市民センター条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

## (利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

## (使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

## (使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

## (許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

## (使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

## (遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

## (補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

平成28年度 吉田市民センター定期講座募集状況について  
 期間:平成28年5月～平成29年3月(8月休講)



【クラブ】 自主運営(欠員補充) ※ヨーガA・Bクラブは両方申込みできません。

	クラブ名	開催日	時間	会員数	年会費	開講日	講師名	内容
月	絵手紙	第1・3	10:00~12:00	21名	7,000円	5/16	鯨和子	季節の移り変わりを、絵手紙で楽しく描いて表現
	骨盤体操	第1・3	10:00~11:30	17名	7,000円	5/2	根本 貴世子	骨盤周辺の筋肉を整え、姿勢を良くします。
	シニアパソコン	第2・4	10:00~12:00	20名	14,000円 教材費別途	5/9	森田 出	パソコン・インターネットを楽しく学ぶ (windows7以後・パソコン貸出可)
	スポーツサロン	第2・4	10:00~11:30	26名	500円	5/9	綿引 功	新しいスポーツゲームを楽しむ (60歳以上の方)
	ヨーガB	第2・4	13:30~15:00	20名	7,000円	5/9	鯉沼 千加子	健康を目的としたヨーガ
	ブレイ	第2・4	13:00~14:30	16名	7,000円	5/9	真家 節子	フラダンスの基礎から曲に合わせて楽しく踊る
火	陶芸	第1・3	10:00~12:00	14名	7,000円	5/10	板越 真晃	基礎から応用まで学びます 素焼き(火曜日) 窯入れ(土曜日)
	お菓子作り	第2	9:00~14:00	13名	4,000円	5/10	塚原 秩子	おやつから本格的な洋菓子まで
	フラワーレッスン	第2	10:00~12:00	10名	5,000円	5/30	倉田 栄子	フレッシュやプリザーブドフラワーのアレンジ
	俳句	第4	10:00~12:00	18名	6,000円	5/24	瀬谷 泰泉	俳句に親しみ基礎から学ぶ
水	歌謡	第1・3	10:00~12:00	45名	7,000円	5/18	金沢 はるみ	みんなで歌おう・歌う楽しさを!
	ニュースポーツ	第1・3	13:00~15:00	36名	1,000円	5/18	綿引 功	年齢問わず経験が無くてもすぐにでき いつまでも元気で仲間づくり 笑いあり、おしゃべりあり!
	生け花(池坊)	第2・4	10:00~12:00	11名	7,000円	5/11	古内 麗歌	生け花の美しさを基礎から学ぶ
	水彩画	第2・4	10:00~12:00	15名	10,000円	5/11	瀬谷 浩	基礎から応用へ美しく描く
	ハッピーフラ	第2・4	13:30~15:00	20名	8,000円	5/11	真家 節子	フラダンスの基礎から曲に合わせて楽しく踊る
木	ヨーガA	第1・3	13:30~15:00	20名	7,000円	5/19	今橋 恵美子	インド5千年の健康法を学ぶ
	パッチワーク	第2・4	10:00~12:00	13名	10,000円	5/12	小林 笑子	キットを利用した作品作り (初心者大歓迎です)
金	編物	第1・3	10:00~12:00	17名	7,000円	5/6	嵩井 詔子	初心者から上級者まで皆でわきあいあいと楽しく学ぶ
	げんき吉田サロン	第1・3	10:00~12:00	30名	なし	5/6	井上 真美 菊地 とき子	民謡踊り、ピアノ伴奏で童謡及び歌って楽しい時間を過ごしましょう!
	3B体操	第1・3	13:30~15:00	19名	7,000円	5/20	小中 恵子	ボール等の用具を使用し無理なく楽しくできる健康体操です
土	新舞踊	第1・3	10:00~12:00	9名	8,000円	5/7	中村 喜代菊	演歌に合わせて楽しく踊りを表現する 仲間づくりと着物も自分で着れます
	マンドリン	第1・3	10:00~12:00	13名	なし	5/7	岡野 健太郎	初心者の方を対象にマンドリンの指導をいたします

水戸市市民センターの利用状況について (平成27年4月から平成28年3月)

施設名	利用件数(件)	利用人数(人)
三の丸市民センター	1,983	28,061
五軒市民センター	2,467	32,853
新荘市民センター	2,068	32,747
城東市民センター	1,455	23,889
竹隈市民センター	1,637	26,054
常磐市民センター	1,983	34,969
緑岡市民センター	1,347	22,654
寿市民センター	1,037	15,322
上大野市民センター	643	8,319
柳河市民センター	1,123	14,774
渡里市民センター	1,196	22,565
吉田市民センター	1,669	28,239
酒門市民センター	1,137	15,558
石川市民センター	2,096	34,073
飯富市民センター	639	8,380
国田市民センター	845	9,654
桜川市民センター	2,102	31,046
上中妻市民センター	1,480	17,938
山根市民センター	839	11,545
見川市民センター	1,032	18,206
千波市民センター	1,469	21,965
見和市民センター	1,968	35,402
双葉台市民センター	2,065	38,192
笠原市民センター	1,385	20,128
赤塚市民センター	1,445	16,725
吉沢市民センター	1,000	14,907
堀原市民センター	1,798	28,775
下大野市民センター	696	10,036
稲荷第一市民センター	123	1,110
稲荷第二市民センター	1,232	17,235
大場市民センター	980	11,597

# 平成27年度 吉田市民センター利用状況報告書

## ●利用団体別内訳

区分 月別	市民センター		社教団体		市関係		県関係		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4	10	184	17	296	6	261	0	0	94	1,147	127	1,888
5	42	656	14	350	3	162	1	14	76	822	136	2,004
6	52	1,008	10	219	4	228	3	23	81	843	150	2,321
7	52	962	14	214	8	266	0	0	77	876	151	2,318
8	7	171	9	226	4	104	0	0	82	1,620	102	2,121
9	46	803	19	582	5	189	0	0	69	762	139	2,336
10	49	1,896	24	602	9	291	0	0	73	1,065	155	3,854
11	40	643	21	473	13	1,569	0	0	75	704	149	3,389
12	47	711	39	1,218	6	422	0	0	69	786	161	3,137
1	41	640	17	401	6	237	0	0	65	716	129	1,994
2	46	690	18	715	5	203	0	0	69	686	138	2,294
3	45	739	13	309	4	201	0	0	80	893	142	2,142
合計	477	9,103	215	5,605	73	4,133	4	37	910	10,920	1,679	29,798

## ●部屋別内訳

部屋 月別	ホール		和室		会議室		調理室		図書室		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4	49	1,124	26	222	47	503	5	39	0	0	127	1,888
5	49	937	30	321	53	688	4	58	0	0	136	2,004
6	57	1,136	30	322	56	649	5	68	0	0	148	2,175
7	62	1,229	36	354	47	614	6	121	0	0	151	2,318
8	37	1,111	28	416	31	328	6	266	0	0	102	2,121
9	60	1,289	24	244	50	657	4	56	0	0	138	2,246
10	63	1,540	33	472	48	510	9	220	0	0	153	2,742
11	58	1,385	28	662	58	1,283	4	52	0	0	148	3,382
12	63	1,564	37	597	51	673	8	222	0	0	159	3,056
1	49	1,042	29	301	47	556	3	28	0	0	128	1,927
2	56	1,187	29	350	47	545	6	212	0	0	138	2,294
3	55	1,143	34	369	48	525	4	49	0	0	141	2,086
合計	658	14,687	364	4,630	583	7,531	64	1,391	0	0	1,669	28,239